



令和 3 年 12 月 3 日  
九州地方整備局  
建政部

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社明光社（宮崎県宮崎市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

### 【問合せ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 岩下 武史（内線 6 1 4 1）  
建設産業課長補佐 坂本 治郎（内線 6 1 3 0）  
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）  
FAX 番号：092-476-3511

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

### 記

#### 1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社明光社	国土交通大臣許可 (般・特-29) 第7338号	新井 考明	宮崎県宮崎市

#### 2. 処分内容

##### 建設業法第28条第1項の規定による指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

#### 3. 処分理由

令和2年8月28日、山口県宇部市内の太陽光発電設備設置工事において、下請業者の作業員が、作業中に誤って建物屋上から墜落し死亡する事故が発生した。

この件について株式会社明光社は、同屋上に手すり等を設けず、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和3年4月23日、同社及び同社社員が労働安全衛生法違反により、沼津簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。